

敬愛の園桜ヶ丘訪問介護事業所 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人敬愛会（以下「事業所」という。）が行う訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要介護状態の維持若しくは改善を図り、また状態が悪化することを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るように、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 敬愛の園桜ヶ丘訪問介護事業所
- 二 所在地 神奈川県大和市上和田1088-1

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者（兼任）1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- 二 サービス提供責任者 3名（常勤兼務2名 非常勤兼務1名）
サービス提供責任者は事業所に対する業務のほか訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行います。
- 三 訪問介護員 ホームヘルパー 22名（常勤兼務1名 非常勤兼務21名）
訪問介護員は、訪問介護の提供に当たります。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から日曜日まで（祝日も営業）とします。但し、1月1日から1月3日を除きます。祝日も営業します
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとします。

三 サービス提供時間 午前8時から午後8時までとします。

四 電話等により、24時間連絡が可能な体制とします。

第6条（訪問介護サービス内容及び利用料等）

訪問介護サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該訪問介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証により、1割、2割、3割のいずれかの額とする。

2 第13条の通常事業の実施地域を越えて行う訪問介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車・バイクを使用した場合の交通費は別紙に定める額を徴収する

公共交通機関を利用した場合	往復にかかる実費相当額（小田急高座渋谷駅を起点とします。）
本事業所の公用車を使用した場合	通常サービス実施地域を越えてから片道1キロあたり20円

3 緊急やむを得ない場合を除き、下記に定めるキャンセル料を徴収する

3日前	2日前	1日前	当日
通常1割負担分の30%	通常1割負担分の50%	通常1割負担分の80%	通常1割負担分の100%

第7条（緊急時における対応方法）

訪問介護員は、訪問介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第8条（虐待防止のための措置）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - 3 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 4 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
 - 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第9条（衛生管理等）

事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。

第10条（相談・苦情処理）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 事業所は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

第11条（事故処理）

事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

第12条（記録の整備）

事業所は訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

第13条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、大和市全域、藤沢市長後、横浜市泉区上飯田町、横浜市瀬谷区下瀬谷3丁目とする。

第14条（その他運営についての留意事項）

事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 訪問介護員は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。退職後も同様とする

- 3 事業所は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。
- 4 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ることとする。
- 5 訪問介護員であった者に、業務上知り得た要介護者又はその家族等の秘密を保持させるため、訪問介護員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員と雇用契約の内容とする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

令和6年3月31日改正